

## くすりのしおりクラブ会則

### 第一条 目的

患者さんへの医療用医薬品情報の提供に重要な役割を果たす「くすりのしおり®」を作成し、広く医師および薬剤師（以下、「医療担当者」という）と患者さんおよびその家族などに活用されることを目的とする。

### 第二条 クラブ会員の資格

前条の目的に賛同し、入会申し込みを行い会費を納めた製薬企業を「くすりのしおりクラブ会員」（以下、「クラブ会員」）とする。

### 第三条 クラブ会員の責務と権限

クラブ会員は、「くすりのしおり®」原稿を登録するためのくすりのしおり登録管理システムを利用できる。

2. クラブ会員は、くすりのしおり®作成基準に従って、クラブ会員が製造販売または販売する医薬品の「くすりのしおり®」の原稿を作成・改訂する。

3. クラブ会員は、作成した「くすりのしおり®」をくすりの適正使用協議会（以下「協議会」）が管理運営する「くすりのしおり®」のウェブサイト (<http://www.rad-ar.or.jp/siori/>) に掲載する。

4. クラブ会員は、協議会又は有限会社レーダー出版センター(以下「出版センター」)から、「くすりのしおり®」に関する必要な情報を得ることができる。

### 第四条 業務運営

「くすりのしおり®」作成・掲載業務の円滑化を図るために、協議会は出版センターに「くすりのしおり®」のウェブサイト並びにくすりのしおり登録管理システムの維持管理業務を委託する。

有限会社レーダー出版センター

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-4-2 日本橋 N ビル 8 階

Tel.03-3663-8891 Fax. 03-3663-8895

### 第五条 退会

クラブ会員は、出版センターに退会を申し出る。

2. 出版センターとクラブ会員は、当年 4 月 1 日から退会日までに発生した第六条及び第七条に定める費用の精算について、誠意をもって協議する。

クラブ会員は、請求のあった日から 60 日以内に費用を支払うものとする。

3. 協議会は前項の精算が完了した日をもって、クラブ会員が退会したものとみなす。

## 第六条 年会費

年会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年として以下のとおり定める。

(1)協議会会員の企業

なし

(2)協議会会員でない企業

30,000円

2. 出版センターは前項に基づき年会費を確認し、毎年5月31日までに会員へ通知する。

3. 会員は、前項で定める年会費を毎年7月31日までに次の口座に振り込む。

振込口座

銀行名：三井住友銀行 日本橋支店

普通口座：7700301

名義人：有限会社レーダー出版センター

4. 年度の途中で入会した場合、年会費の月割分を前項の口座に振り込む。

## 第七条 データ管理手数料

データ管理手数料は、くすりのしおり登録管理システムにおける保存、新規登録、改訂、削除及び「くすりのしおり®」のウェブサイトへの掲載にかかる、毎年4月1日から翌年3月31日までの費用とする。登録されている「くすりのしおり®」の数に応じて出版センターがクラブ会員に対して請求する。

(1)協議会会員の企業

くすりのしおり毎 100円 (税別)

(2)協議会会員でない企業

くすりのしおり毎 1,000円 (税別)

2. 合併等に伴い第一項に規定されない作業が発生した場合、出版センターはクラブ会員に対して実費を請求できる。

3. 出版センターは、第一項及び第二項に基づき前年4月1日から当年3月31日までに発生した作業実績を算出し、作業実績を踏まえて算出された当年度分のデータ管理手数料を毎年5月31日までにクラブ会員へ通知する。

4. クラブ会員は、前項で定める当年度分のデータ管理手数料を毎年7月31日までに第六条第三項で指定した口座に振り込む。

## 第八条 情報提供方法

クラブ会員は、作成した「くすりのしおり®」を協議会が管理運営する「くすりのしおり®」のウェブサイト (<http://www.rad-ar.or.jp/siori/>) へ掲載することにより、医療用医薬品情報を医療担当者と患者さんおよびその家族などに提供する。

## 第九条 ID とパスワードの貸与

出版センターは、クラブ会員に「くすりのしおり®」の原稿を登録できるくすりのしおり登録管理システム専用のIDとパスワードを貸与する。

## 第十条 編集著作権

「くすりのしおり®」の編集著作権は協議会に帰属するものとする。

2. クラブ会員各社は、作成した「くすりのしおり®」の記載内容の著作権を有する。
3. 「くすりのしおり®」のウェブサイトへ掲載された以降、協議会が第一条の目的に照らし必要と認めた場合に限り、協議会並びに出版センターはクラブ会員の許可なく第三者へ「くすりのしおり®」記載内容を提供することができる。

## 第十一条 守秘義務

協議会並びに出版センターは、「くすりのしおり®」に直接関与していない者に対して、「くすりのしおり®」の内容確認のためにクラブ会員より提供された製品に関する情報を開示、漏洩、もしくは自ら使用してはならない。

2. 協議会並びに出版センターは、クラブ会員が退会後であっても、提供された製品に関する情報を開示、漏洩、もしくは自ら使用してはならない。

## 第十二条 商標使用权

クラブ会員は「くすりのしおり®」商標を使用することができる。

## 第十三条 問題解決の原則

くすりのしおりクラブの運営に関連し、クラブ会員と協議会との間で問題が生じた場合には、相互間で誠意を持って協議する。

## 第十四条 会則の変更

本会会則の変更は必要に応じて協議会が実施できる。

制定 : 2006年4月1日施行

改訂 : 2011年6月28日施行

2013年1月 第四条 一部改訂

2014年2月 一部改訂

≪①二重線／新規または内容の変更、②下線／記載表現のみ変更≫